

あすの**景観**をつくる

# 加西市北条地区

歴史的景観形成地区

## 景観ガイドライン



兵庫県

## はじめに

加西市北条地区は、1200年以上前に建立された住吉神社や酒見寺の門前町として形成されました。戦国時代には小谷城主であった赤松氏が「古市場」を開いたことから、「田舎なれども北条は都、月に六斎(回)市が立つ」と謳われるほどに繁栄し、江戸時代には、京都と出雲を結ぶ東西の街道に南北の街道が集まる交通の要衝にある宿場町として栄えました。

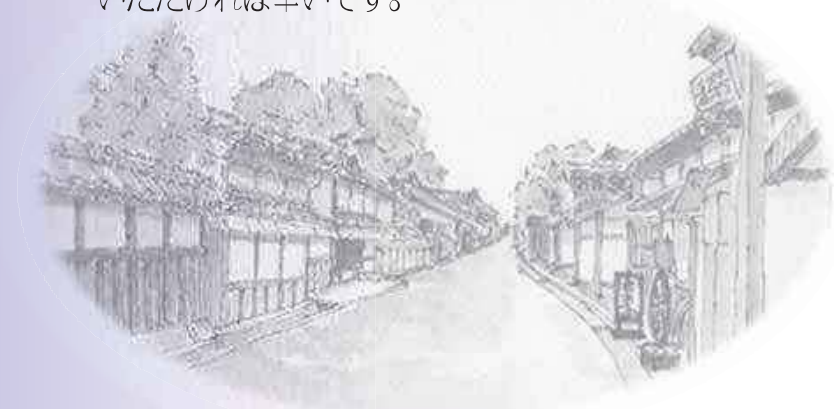
現在でも、住吉神社や酒見寺の周辺の門前町、そして旧街道沿いには宿場町の風情を感じさせる町並みが残っています。

多くの地域で時代の流れとともに伝統的な町並みが失われていく中で、加西市北条地区では、地元の住民の方が町並みの保存・継承に取り組んできた結果、今なお伝統的な町家が数多く残っています。

このたび兵庫県は、今後も続く地域の皆さんの景観まちづくりを支援するために「兵庫県 景観の形成等に関する条例」に基づく地区指定を行い、景観形成基準を定めました。

このガイドラインでは、北条地区の景観まちづくりや景観形成基準の基本的な考え方について解説し、その工夫の仕方について提案しています。

これからの北条地区の魅力あるまちづくりにご活用いただければ幸いです。





## 目次

1 加西市の概要	1
2 北条地区の概要	3
3 景観形成の基本方針	5
4 景観形成基準	7
5 景観形成の考え方	9
6 修景の手本となる伝統的意匠の実例	13
7 景観形成支援事業	16
8 届出の手続き	18





# 加西市の概要

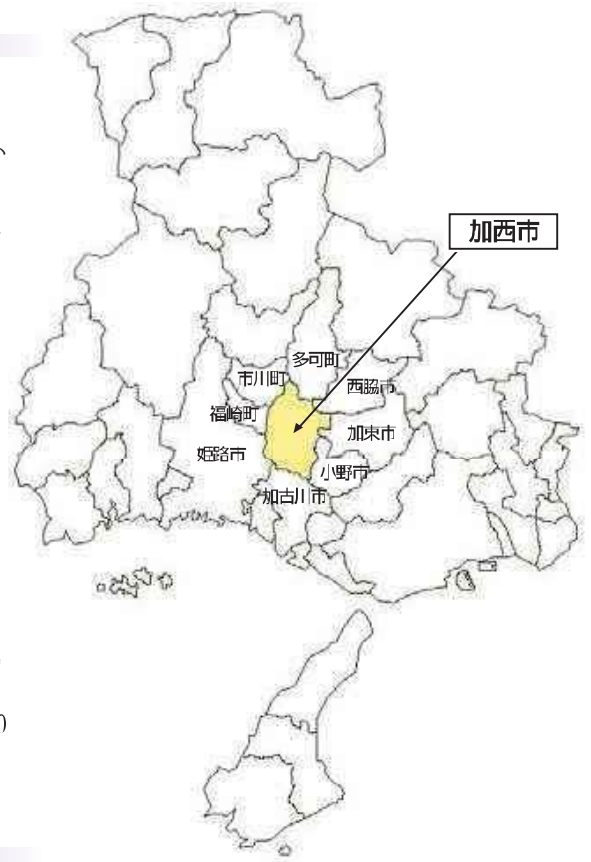
## (1) 位置と地勢

加西市は、兵庫県南部、播州平野のほぼ中央に位置し、市域面積は150.19㎢で、東は小野市および加東市に、西は姫路市および福崎町に、南は加古川市に、そして北は西脇市、多可町および市川町とそれぞれ隣接しています。

市の北部には古生層の山地（海拔300～500m）が連なり、中国山地の裾野を形成し、そこを源に発する普光寺川、万願寺川、そして下里川の3河川は、丘陵・丘頂面を刻み沖積低地を形成しながら万願寺川に合流し、さらに加古川に合流しています。

また、市の中心部を流れる万願寺川の東側には広大な青野ヶ原台地、西側には鷺野台地が広がり、播磨内陸地域最大の平坦地を形成しています。特にこの一帯は、ため池が数多く点在する県下でも有数の密集地帯となっています。

一方、市の南部は、中生代の火山活動で形成された凝灰岩類、流紋岩類を母岩とする低い山地（海拔200～250m）を形成しています。



## (2) 歴史的特性

加西市は、県下でも早くから生活の営みが始まったところであり、古墳時代には、「針間鴨国」として栄え、豪族が強大な力を持ち、玉丘古墳をはじめ300基にもものぼる古墳群を今日に伝えています。鴨国は都に通じており、都の高い文化がいち早く導入され、古法華や法華山一乗寺にその面影をみることができます。

また、室町時代からの武家時代に小谷城、善防山城などが築かれた様子が赤松氏の軍記の中にみられます。

江戸時代になると、北条などに交易の中心となる市場町ができ、広い産業圏を形成していきました。市内唯一の市場であった北条町は、古くから住吉神社、酒見寺の門前町として、また山陰、山陽を結ぶ商人の宿場町として栄えてきました。

戦後は三洋電機が進出し、家電産業が栄えましたが、産業構造の変化とともに、そのウェイトは相対的に低くなってきています。



玉丘古墳



法華山一乗寺 本堂

### (3) 自然条件

加西市の気候は、瀬戸内海式気候に属し、降水量は年間 1,300 mm 前後、平均気温は 16°C と温暖で暮らしやすい居住環境となっています。

冬季の降水量が少ないことにより、古くから水資源に乏しく、点在するため池や加古川支流などに依存してきましたが、国営ダムの完成により、農業用水に大きな変革がもたらされました。現在は水稻を基幹作物としながらも、果樹をはじめ、花き等の園芸作物も盛んに作られています。

中国自動車道以南の山々は、アカマツ群落を主体とした雑木林ですが、以北ではスギ、ヒノキなどが茂る山林が広がり、緑豊かな自然環境を有しています。





## 北条地区の概要

### (1) 歴史的概要

北条地区は、古くは新西国三十三箇所にも指定されている真言宗酒見寺や1200年以上前に建立された住吉神社（古来播磨三宮酒見社）の門前町として形成され、戦国武将小谷城主赤松氏によって開かれた「古市場」以降は市場町として賑わった町でした。江戸期には、京都と出雲を結ぶ東西の街道（旧内波街道・旧但馬街道）に南北の街道（旧姫路街道・旧加古川高砂街道）が集まる交通の要衝にある宿場町として栄えました。

明治に入ると山陽鉄道が現在のJR山陽本線を瀬戸内海沿岸に敷設した事から、急速に衰退していましたが、後に日本を代表する電気メーカーとなる三洋電機が戦時中の疎開工場を合併し、活力を取り戻しました。

### (2) 景観資源

#### ① 酒見寺

酒見寺は、天平17（745）年に行基がこの地を訪れ、酒見明神の神託により伽藍を建立したことに始まると伝えられる古い中緒ある寺です。

境内には、山門や引声堂、地藏堂、多宝塔、新観音堂、本堂、鐘楼などが並んでいます。

多宝塔は、寛文2（1662）年に建てられ、塔内に大日如来を安置しています。また、屋根の上重が松皮葺、下重が瓦葺という珍しい様式で、全体に装飾文様を極彩色で描いており、全国でもっとも美しい多宝塔といわれています。

#### ② 住吉神社

養老元（717）年に山酒人が神殿を造り老翁老媪の神様を祀ったのが住吉神社（当時は酒見神社で明治期に改称）だといわれています。

嘉永5（1852）年に建立された本殿は、切妻造、妻入の独特な形式で、有名な摂津の住吉神社の形式に類似しています。北条住吉神社の形態は住吉造とはいえませんが、その変形であることは確かです。古代にこのあたりが摂津住吉社の神領であったことと関係があるといわれています。また、この神社の本殿は神社本殿の中では巨大なもので、それが3棟も並立していることも特徴です。

桜の季節の訪れとともに始まる「北条節句まつり」は優美さと勇壮さが織りなす華やかな春の祭りとして有名で、播磨三大まつりの一つに数えられ、長い伝統を引き継いでいます。



酒見寺 多宝塔（国指定文化財）



住吉神社 本殿（国登録文化財）



北条節句まつり



### ③五百羅漢

羅漢寺の中にある五百羅漢は、いつ、誰が、何のために作ったのかは不明で、今も謎にまつまれています。大分県耶馬溪山、山梨県吉沢の羅漢とともに全国的に有名な石仏であり、古くから「親が見たけりゃ北条の西の五百羅漢の堂に御座れ」と謳われ、面貌の異なる石仏の中に、必ず親や子に似た顔があるとされています。素朴で表情豊かな野の仏として多くの人々に親しまれています。



五百羅漢

### ④寺町の町並み

北条地区には前掲の酒見寺、住吉神社、羅漢寺とともに、大信寺、西岸寺、妙典寺の3寺院が地区の西側に集まっており、寺町と門前町の景観が形成されています。



街道沿いに残る商家の町並み

### ⑤商家の町並み

京都と出雲を結ぶ東西の街道（旧丹波街道・旧但馬街道）と南北の街道（旧如路街道・旧加古川高砂街道）が交差する交通の要衝として、町家が立ち並ぶ、宿場町の景観が街道沿いに形成されています。



屋台蔵

### ⑥屋台蔵

住吉神社の節句祭りでは絢爛豪華な化粧屋台が古い町並みを練り歩く様子が有名ですが、北条地区内には屋台を納める屋台蔵が点在しています。

### ⑦懐徳碑

明治16（1883）年から同18（1885）年に加西を襲った飢饉に際し、篤志家に呼びかけ米穀を募り、1,500戸余りの貧民を救済しました。表にはその記録を、裏には「出米者姓名」として148人の名を刻み、その徳をたたえています。この飢饉は柳田國男が民俗学研究を始めるきっかけにもなりました。



懐徳碑

### ⑧小谷城址

北条地区は小谷城主であった赤松氏が「古市場」を開いたことから、「田舎なれども北条は都、月に六斎（四）市が立つ」と謳われたように、その後市場町として発展しました。

小谷城は天文11（1542）年に尼子氏との戦いで落城したといわれており、現在は城址となっています。



小谷城址



## 景観形成の基本方針

### (1) 景観形成区域の設定

北条地区は門前町として形成され、その後市場町や宿場町として発展した町です。町の歴史を反映した景観形成を進めるために、地区内の神社・寺院と周辺に形成された門前町の区域、各街道沿いに形成された宿場町を形成する区域及びその町並みに隣接する範囲を地区指定の区域とします。

具体的には、加西市北条町北条、北条町栗田、北条町横尾、北条町小谷、北条町占坂の各一部を含む、面積約45ha、加西市北条地区歴史的景観形成地区区域図（次ページ表示）のとおりです。

### (2) 景観通りと景観形成ゾーンの設定

古くは門前町として発展し、江戸期には多くの街道が交差する宿場町として栄えた沿道の町並みについて、出緒ある神社や寺院、伝統的な意匠の町家、道標などの景観資源を維持、活用しながら北条地区らしい歴史的景観を形成していきます。

具体的には、加西市の中心市街地に位置する歴史的景観を残す町として発展していくことを目指して、景観通りや景観形成ゾーン等の設定を行います。

#### ①宿場町の景観の維持・保存

京都と出雲を結ぶ東西の街道（旧丹波街道・旧但馬街道）と南北の街道（旧姫路街道・旧加古川高砂街道）が集まる交通の要衝として形成された、宿場町の景観を守るため「町家景観通り」を設定します。

#### ②門前町の景観の維持・保存

北条地区は1200年以上前に建立された住吉神社や酒見寺を中心に門前町として形成されました。地区の西部に多くの寺院が集まり形成されている、門前町の景観を守るために「寺町景観ゾーン」を設定します。

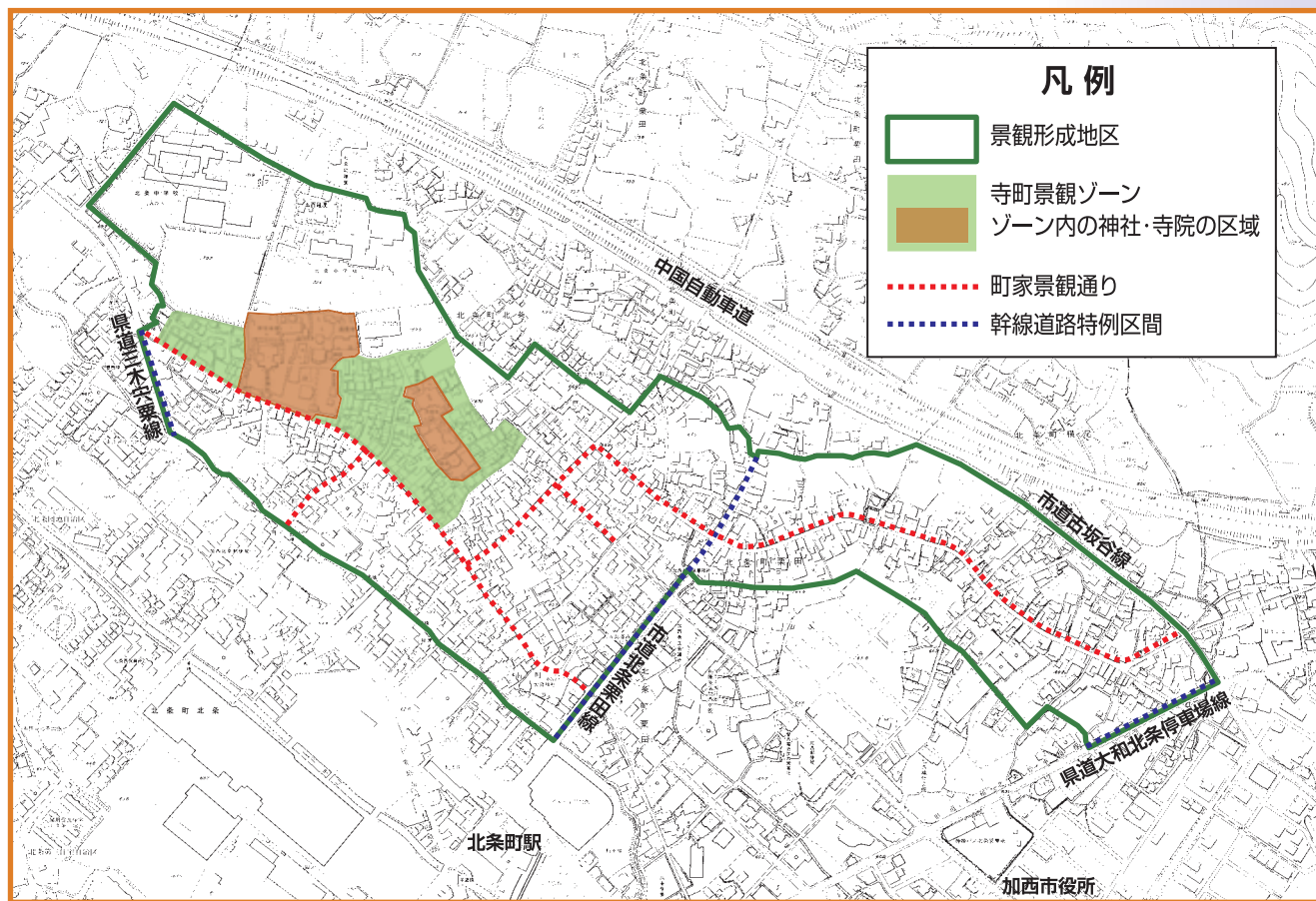
#### ③周辺中心市街地の都市景観との調和

歴史的な景観が維持されている北条地区ですが、周辺には北条鉄道の北条町駅、加西市役所及び大規模なショッピングセンターなどが立地しており、加西市の中心部でもあります。

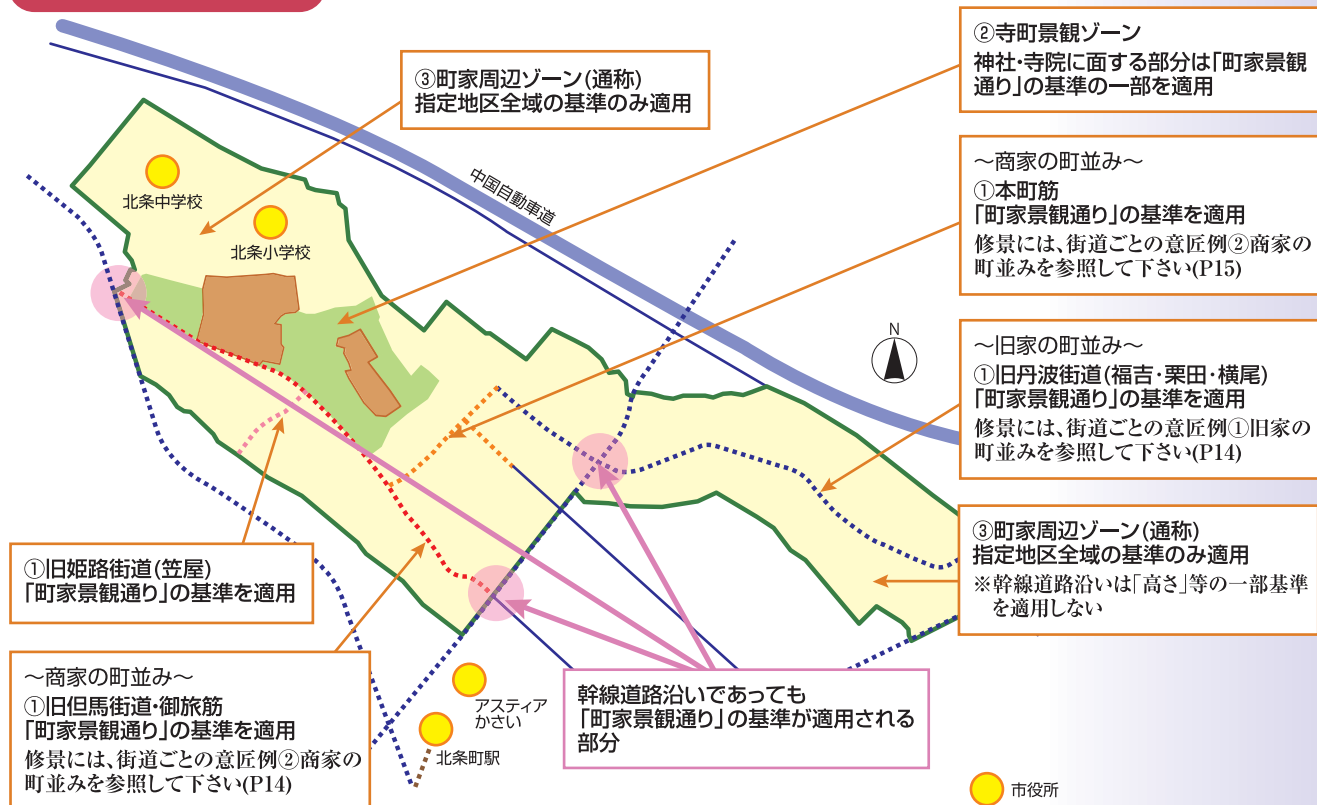
町家景観通りの周辺（通称：「町家周辺ゾーン」）も含めて歴史的景観形成地区に指定することにより、周辺の市街地との景観の調和を図ります。また、地区に接する主要な道路（幹線道路特例区間）については、「町家景観通り」に面する部分を除いた建築物について、一部の景観形成基準を緩和することにより、中心市街地としての役割との調和を図ります。



### (3)加西市北条地区歴史的景観形成地区区域図



#### 基準適用の概略図





## 景観形成基準

### (1) 建築物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
指定地区全域 (「町家景観通り」、「寺町景観ゾーン」を除いた区域を町家周辺ゾーン(通称)という。)	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>階数は3階建て以下を基本とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調となる外観の色彩は、派手な色を避け、けばけばしくならないよう、隣接する建物との調和に努める。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根を基本とする。</li> <li>基調となる色彩は、黒、灰色またはこれに近い色彩の仕上げとする。色彩は、全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度5以下の無彩色とする。</li> </ul>	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁は、白又は灰色もしくは茶系統の落ち着いた色彩の仕上げとする。色彩は、R(赤)系の10R、YR(橙)系及びY(黄)系の5Yまでは、明度8以下、彩度4以下、その他の色相は、明度8以下、彩度2以下又は無彩色とする。</li> </ul>	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>門・塀などを設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> </ul>	
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調機(室外機、ダクト類等)は、できるだけ通りから見えにくい場所に設置する。</li> <li>屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい場所に設置する。</li> </ul>	
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>案内板を含む屋外広告物、広告塔や広告板などの掲出物件等は、規模・数量は必要最小限とし、意匠及び色彩に配慮する。</li> </ul>	
町家景観通り	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。</li> <li>通りに面して空地を設ける場合は、町並みに調和した塀を設けるなどして、町並みとの連続性を保つよう努める。</li> </ul>	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>階数は2階建て以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。</li> </ul>	
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根、和瓦葺きとする。屋根勾配は伝統的な周囲の建物に合わせることをとする。</li> <li>基調となる色彩は、黒色又は灰色とする。</li> <li>1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。</li> </ul>	

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
指定地区全域			
町家 景観通り	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから見える壁面は、原則、板張り、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠とする。</li> <li>・木部に保護塗装を施す等の場合は自然素材の色彩を基調とする。色彩の範囲は、色相R(赤)系の10R及びY R(橙)系の10Y R未満は明度5以下、彩度4以下、色相Y R(橙)系の10Y R及びY(黄)系の5 Y以下は明度8以下、彩度4以下及び無彩色の明度2以上9以下とする。</li> </ul>	
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する部分の窓、格子等は伝統的な様式を基調とする。</li> <li>・建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。</li> </ul>	
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠に十分配慮した日隠しを設ける。</li> </ul>	
	屋外 広告物 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板を含む屋外広告物、広告塔や広告板などの掲出物件等は、歴史的な町並みとの連続性に配慮した和風意匠の使用に努める。</li> <li>・表示面の地色(色彩)は、町家景観通り外壁基準の色彩を用いること。</li> <li>・屋上広告物は設置しない。</li> </ul>	
寺町景観ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> <li>・神社、寺院に面する建築物の「屋根」、「外壁」、「建具」、「建築設備」及び「屋外広告物等」に係る基準は、「町家景観通り」の内容に沿うように努めるものとする。</li> </ul>	
幹線道路特例区間		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道大和北条停車場線、県道三木穴栗線、市道北条栗田線に面する建築物(「町家景観通り」に面する建築物は除く。)については、「高さ」及び「屋根」の基準の適用を除外する。</li> </ul>	

## (2) 自動販売機に関する基準

項目	景観形成基準
位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同色系とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけげばけしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。



# 5

## 景観形成の考え方

### (1) 指定地区全域の基準

歴史的景観形成地区内において、重点的に修景を進める「町家景観通り」や「寺町景観ゾーン」を包み込むように設定する区域（通称：町家周辺ゾーン）に、建物の形態と色彩に係る緩やかな基準を設けることにより、指定地区外との急激な景観の変化を緩和します。

「町家景観通り」に面しない建築物や「寺町景観ゾーン」内で神社、寺院に面しない建築物等が対象となります。

#### ■指定地区内の共通基準のイメージ ※ の規定は幹線道路特例区間内には適用しません。



・階数は3階建て以下を基本とする。

・勾配屋根を基本とし、屋根の色彩は、黒、灰色またはこれに近い色彩とする。

・外壁は、白又は灰色もしくは茶系統の落ち着いた色彩の仕上げとする。

・門、塀などを設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩にする。

・空調機等はできるだけ通りから見えにくい場所に設置する。

● 広告塔や広告板などの規模・数量は必要最小限とし、意匠及び色彩に配慮する。  
 ※ 屋上広告物については、「兵庫県屋外広告物条例」の第2種禁止地域の範囲は設置が禁止されています。

### (2) 幹線道路沿いの特例

北条地区は周辺に北条鉄道の北条町駅、加西市役所及び大規模なショッピングセンターなどが立地している加西市の中心部でもあります。中心市街地としての発展にも考慮し、指定する幹線道路沿線については、特に景観に配慮する必要がある「町家景観通り」に面する部分を除いて、「高さ」及び「屋根」にかかる基準を適用しないこととします。

#### ■幹線道路沿いのイメージ



・「町家景観通り」に面する建築物以外は指定地区全域の基準から、「高さ」、「屋根」の基準を適用しません。

～景観形成を進めるために～

中心市街地としての都市機能との調和を図るために、一部基準の適用を除外していますが、「町家景観通り」や「寺町景観ゾーン」から見える部分については、可能な範囲で修景の協力をお願いします。

### (3) 町家景観通りの基準

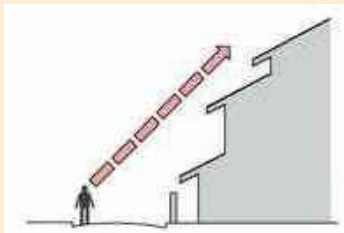
宿場町、市場町として栄えた時代の町家形式の建築物が多く残っている街道沿いの景観を維持するために、仕上げ材料の仕様について、景観形成基準として定めています。

#### ■ 町家景観通りのイメージ

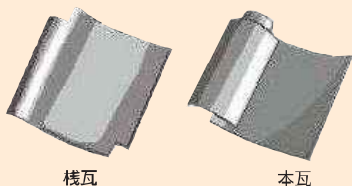


- ・ 階数は2階建て以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。(※1)
- ・ 勾配屋根、和瓦葺き(※2)とする。屋根勾配は伝統的な周囲の建物に合わせる。
- ・ 瓦の色彩は黒色又は灰色とする。
- ・ 軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。
- ・ 壁面は原則、板張り(※3)、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠とする。
- ・ 木部に保護塗装を施す等の場合は自然素材の色彩を基調とする。
- ・ 通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。
- ・ 窓、格子等は伝統的な様式(※4)を基調とする。やむを得ずアルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。
- ・ 空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠に十分配慮した目隠し(※5)を設ける。
- ・ 通りに面して空地を設ける場合は、町並みに調和した塀を設けるなど、町並みの連続性を保つよう努める。
- ・ 広告塔や広告板などは歴史的な町並みとの連続性に配慮した和風意匠の使用に努める。
- ・ 表示面の地色は、町家景観通り外壁基準の色彩を用いる。
- ・ 屋上広告物は設置しない。

※1 やむを得ず3階建てにする場合は、下図のように3階壁面を後退することにより、通りから見えにくくなるよう配慮して下さい。



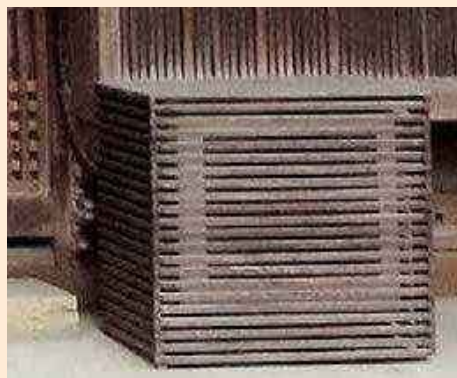
※2 和瓦葺きとは、棧瓦か本瓦を葺く屋根のことです。



※3 板張りとする場合は、建築基準法に適合した壁下地とする必要があります。(詳しくは12ページ参照)

※4 伝統的な様式には、格子戸等木製建具の他、虫籠窓、袖卯建などがあります。鍍で仕上げる虫籠窓や袖卯建は地域により多様な様式がありますが、北条地区内の意匠を参考にすることにより、地域の伝統的意匠を継承することが出来ます。

※5 建築設備は原則として通りから見えにくい場所に設置することとしていますが、それが困難な場合は、伝統的な意匠と調和した目隠しを設けて下さい。



室外機を木製の柵により目隠した例

#### (4) 寺町景観ゾーンの基準

北条地区は宿場町として発展する以前は神社や寺院の門前町として栄えていました。現在も、地区の西寄りの区域には神社や寺院が集積しており、その周辺に門前町としての北条の肌並みが残っています。この景観を保全するために、神社、寺院に面する敷地については、「町家景観通り」と同様に仕上げ材料の仕様を景観形成基準として定めています。

##### ■寺町景観ゾーンのイメージ（神社・寺院に面する敷地）



・空調機等を神社、寺院に面して設置する場合は、意匠に十分配慮した目隠し(前項参照)を設ける。

・勾配屋根、和瓦葺きとする。屋根勾配は伝統的な周囲の建物に合わせるよう努める。  
・瓦の色彩は黒色又は灰色とする。

・軒の出が十分な下屋又は庇を設けるよう努める。

・壁面は原則、板張り(前項参照)、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠とする。  
・木部に保護塗装を施す等の場合は自然素材の色彩を基調とする。

・窓、格子等は伝統的な様式を基調とする。やむを得ずアルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。

・広告塔や広告板などは歴史的なまちなみとの連続性に配慮した和風意匠の使用に努める。  
・表示面の地色は、町家景観通り外壁基準の色彩を用いる。

#### (5) 自動販売機の基準

自動販売機の設置は、景観上大きな阻害要因になります。景観形成地区内にはなるべく自動販売機を設置しないことが望ましいのですが、利便設備として必要な場合は、周囲の景観に配慮して設置するように景観形成基準を定めています。

##### ■自動販売機のイメージ



・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。  
・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。

・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。



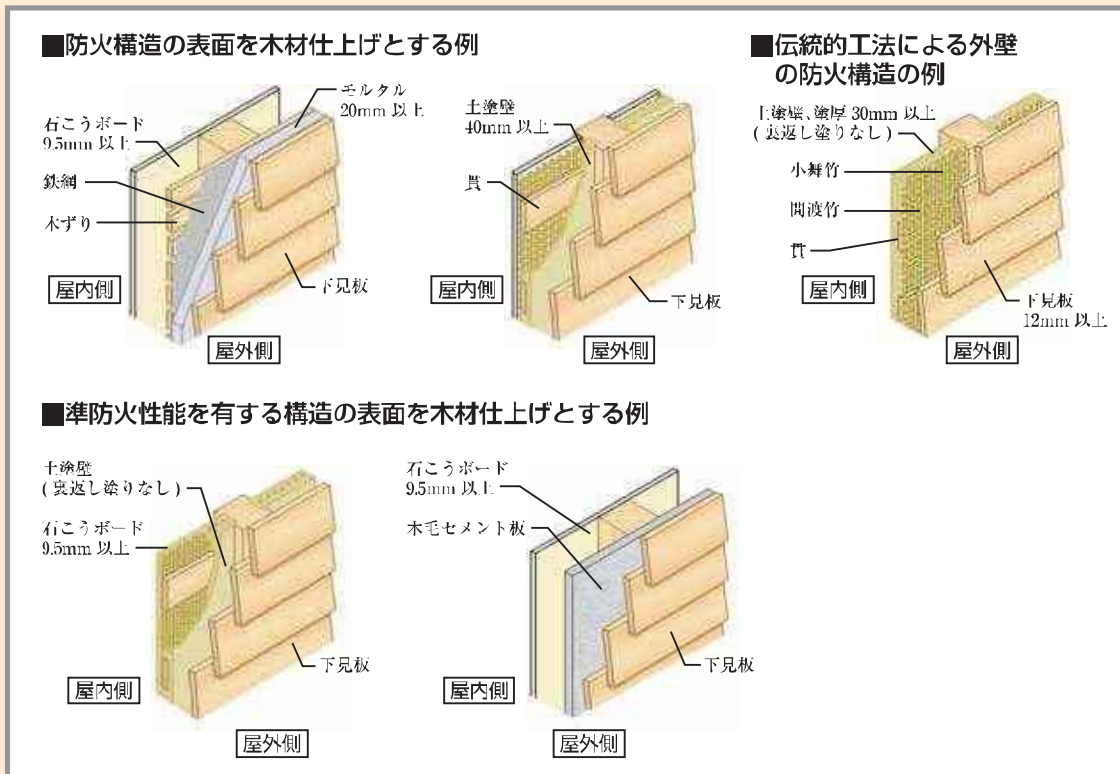
周辺景観との調和に配慮した匠いによる修景の例



## ●外壁の板張りについて

「町家景観通り」の「外壁」の基準には「通りから見える壁面は、原則、板張り、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠とする。」とあります。北条地区は建築基準法第22条指定区域ですので、板張りの外壁とする場合には建築基準法に適合した外壁仕様とする必要があります。

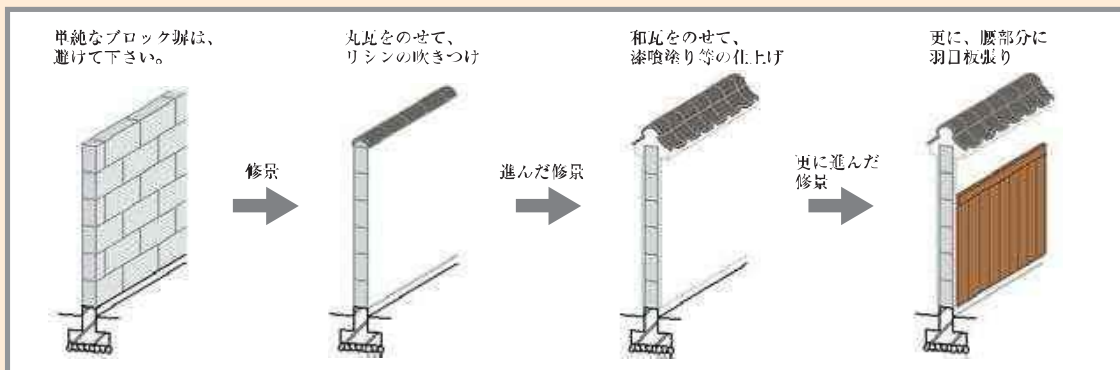
なお、国土交通大臣の個別認定を取得した防火構造等を使用する場合には、表面に張る木材を含めた認定である必要があります。



## ●町家景観通りに調和した門塀について

宿場町の景観は、道路に面して連続して建物が立ち並んでいることが特徴です。この連続性を維持するため、道路に面して空地を設ける場合は町並みに調和した門や塀の設置を求めています。

町家景観通りに調和した意匠として、下図のような様々な修景が考えられます。また、築地塀、板塀などの伝統的な意匠を用いることで、町並みとの調和を図ることができます。





## 修景の手本となる伝統的意匠の実例

### (1) 北条地区の代表的な町家

北条地区の歴史的景観を保全するための景観形成基準は、既に説明したとおりですが、修景にあたり地区内の伝統的な建築物を参考にした意匠とすることで、一歩進んだ質の高い景観を創出することが出来ます。

#### ■地区内の代表的な町家事例



・木製格子の建具

・切妻又は入母屋平入りのツシ2階建て

・屋根は灰色の和瓦葺き(筋葺きのある町家も有)

・2階壁は大壁で白、黒、黄色の漆喰、または土壁による仕上げ

・ツシ2階部分の虫籠窓

・本瓦又は棧瓦葺きの下屋

・1階壁は真壁で、白、黒、黄色の漆喰、または土壁による仕上げ、腰部分は豎羽目板張り

・妻壁は、白、黒又は黄色の漆喰仕上げ又は板張り

### (2) 伝統的な意匠の例

虫籠窓や袖印建などに見られる、鍍細工は地域の特徴的な意匠となっている場合が多く、従前の意匠を大事にした修景を行うことが、地域固有の意匠の継承につながります。



木製建具の窓



木製格子の窓



地区内の虫籠窓



地区内の袖印建



真壁瓦葺き、蕨板張りの塀

### (3) 街道ごと意匠の例

#### ①旧家の町並み ～旧丹波街道(福吉・栗田・横尾)の意匠～

旧丹波街道沿いには旧家の趣のある町家が多く残っています。地区内で最も江戸期の景観が残されており、国の登録有形文化財や県の景観形成重要建造物等に指定されている建築物もあります。

■国登録有形文化財・県景観形成重要建造物 (高井家住宅)



■国登録有形文化財 (水田家住宅)



■旧丹波街道沿いの開口部の伝統的意匠

虫籠窓





こて絵




格子




持ち送り




柿卯建





木製建具のガラス窓





面格子




■格子の意匠

格子の伝統的意匠は壁面と同じ面に設置するか出格子となっています。なお、面格子は和風の意匠ではありますが、伝統的意匠ではありません。



格子○



面格子×



## ②商家の町並み ～ 本町筋・旧但馬街道(宮前・御幸町・御旅町・南町)等の意匠～

旧丹波街道とは違い、現在も店舗として使用されている町家が数多く残っています。江戸期当時の意匠からかなり改変されている建物もありますが、中には町並みと調和した意匠も見ることができ、店舗修景時の参考となるものもあります。

### ■町並みと調和した商家の意匠



### ■商家町並みと調和した意匠



## (4) その他の修景事例

### ■駐車場・カーポート



建物の壁面位置にあわせて、駐車スペース前面に門扉を設置した例



既製品車庫の中でも直線的なデザインと落ち着いた色彩により、調和を図った例



# 景観形成支援事業

平成 24 年 4 月 1 日現在

## (1) 景観形成支援事業について

### 《景観まちづくりのお手伝い》

兵庫県では、住民の方々が自ら実施する良好な景観の形成に対して、(公財)兵庫県まちづくり技術センターを通じて、積極的な景観まちづくりを支援しています。

## (2) 歴史的景観形成地区における支援メニュー

### ●歴史的景観形成建築物修景助成

(助成金額) 同一敷地内の対象工事については、3,300 千円(重要助成の場合)を限度とする。

助成対象経費	助成率	助成限度額(千円)
① 基本設計費、実施設計費及び工事監理費	1 / 3	6 0 0
② 建築物の新築、改築、増築又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1 / 3	2, 7 0 0
③ 門、塀の新設、改修、増設又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1 / 3	6 0 0
④ その他、景観形成において必要と認められる、下記工事の外観の修景に係る工事費 (1) かき、柵の新設、改修、増設及び修繕 (2) 対象建築物の敷地に存する石垣、擁壁、その他の工作物の新設、改修、増設又は修繕 (3) その他対象建築物の修景として必要と認められる工事	1 / 3	6 0 0

※ 助成限度額は

「一般助成」では、敷地ごとの助成限度額の合計が 750 千円(項目ごとの限度額は㉔が 500 千円、㉑・㉓・㉕が 250 千円)

「中間助成」では、敷地ごとの助成限度額の合計が 1,500 千円(項目ごとの限度額は㉔が 1,200 千円、㉑・㉓・㉕が 300 千円)

### 助成限度額について

歴史的景観形成建築物修景助成は、修景の状況により助成限度額が変わります。伝統的意匠を多く取り入れるほど費用負担が増えるため、修景の程度にあわせて3つの助成限度額区分を設けています。

#### 1 一般助成 (助成限度額 75 万円)

意匠は景観に配慮しても通りから建物を後退し、町並みの連続性に問題がある場合などは一般助成の対象となります。



#### 2 中間助成 (助成限度額 150 万円)

建築物の外観に伝統的意匠を多く取り入れて修景した場合は中間助成の対象となります。



#### 3 重要助成 (助成限度額 330 万円)

景観形成基準のほか、地区内の伝統的意匠の例などを遵守し、伝統的工法で修景した場合は重要助成の対象となります。



## ●工作物修景助成

助成対象経費	助成率	助成限度額(千円)
1 下記の共同施設等の新設整備費又は改良整備費 (1) ポケットパークの新設整備費又は改良整備費 (2) ストリートファニチャーの新設整備費又は改良整備費 (3) 公共サインの新設整備費又は改良整備費 (4) その他助成することが適当と認められる工作物の整備費	1/3	500
2 屋外広告物の整備費 ※公告景観モデル地区の指定後5年間は1/4 250千円	1/4	100

※ 1については、1団体 年の限度額とする。

※ 2については、一敷地あたりの限度額とする。

## ●自動販売機修景助成

助成対象経費	助成率	助成限度額(千円)
1 自動販売機を建築物等の壁面線からはみ出さないように、建築物等の改修に係る工事費 2 自動販売機の色・意匠を覆うために自動販売機に沿って囲い等を設置するための工事費 3 自動販売機の前面に覆いをするための工事費 4 自動販売機の色及び意匠(企業名、商品名等広告)を周囲の景観に調和させるための費用	1/3	300

※ 一般敷地あたりの限度額とす

## ●景観アドバイザー派遣

(支援費用) 景観アドバイザー派遣の支援費用はセンターが景観アドバイザーに対し謝金として支払います。

支援対象業務	派遣回数	派遣費用
1 建築物等の修景に関する個別相談	1件あたり延べ3人日以内とする。	1人1日3万円を上限とする。
2 勉強会、研修会の講師	1団体あたり延べ5人日/年(3年まで)以内とする。	1人1日5万円を上限とする。
3 その他景観形成推進活動の指導・助言		

## ●景観形成等住民活動助成

助成対象経費	助成率	助成限度額(千円)
目標を達成するための活動計画に基づいて行われる活動にかかる経費 (1) 団体の活動として行う研修等に要する経費 (2) 景観形成に関する調査・研究等に要する経費 (3) 団体の活動を地区住民等に周知するための広報等に要する経費 (4) 地区住民等の意向調査及び合意形成、意識啓発に要する経費 (5) 集会・会議等の開催に要する経費	3/4	150

### 景観形成支援事業を活用できる例

#### 例1 景観形成地区内で、今後住民同士で景観形成推進に向けて具体的に活動したい場合

→景観形成等住民活動助成、及び景観アドバイザー派遣が利用できます。

地区内で住民団体等が景観形成に向けて、住民への意識啓発のための広報や研修、会議等の活動経費について、3/4かつ上限15万円の助成を受けることができます。さらに活動内容や組織運営、合意形成等について専門家のアドバイスを受けることができます。

#### 例2 景観形成地区内で、建築物を伝統的な様式に改修したいがどうすればよいか分からない場合

→景観アドバイザー派遣が利用できます。

専門家による建築物等の修景に関する個別相談を受け、修景に対するアドバイスを受けることができます。





## 届出の手続き

景観形成地区内において、以下に該当する建築工事等を行う場合には、景観の形成等に関する条例に基づく届出の手続きが必要です。

### ●建築物等の届出

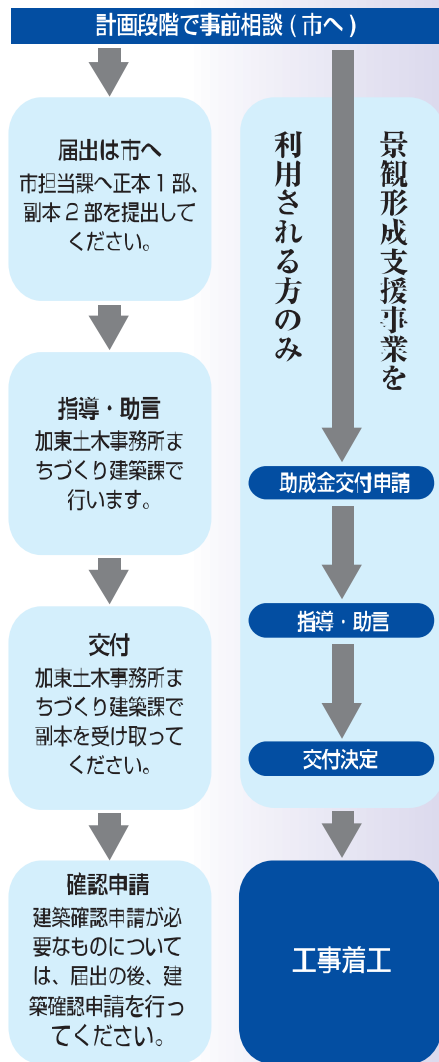
#### 《届出の対象は》

景観形成地区内の建築物または工作物の新築・改築・増築・移転、大規模な修繕・大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩または意匠の変更、屋外における自動販売機の設置。

〔届出添付書類〕 正本1部、副本2部提出してください。

届出添付図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見地区	1/2,500 以上	方位、道路及び日標となる地物
配置図	1/200 以上	
各階の平面図	1/200 以上	
各面の立面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
主要部の2面以上の断面図	1/200 以上	
外構平面図	1/200 以上	門、垣、塙、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
敷地周辺状況カラー写真		
完成予想図カラー写真		
協議書、予測書又は評価書		
知事が特に必要と認める図書		自己評価書

- 備考：1 各階の平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。
- 2 敷地周辺状況カラー写真及び完成予想図カラー写真は、条例の規定による協議をしない場合で大規模建築物等の新築、改築又は増築を行う場合のみ添付すること。
- 3 協議書、予測書又は評価書は、条例の規定による協議をした場合に添付すること。
- 4 届け出た内容又は通知した内容を変更するときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。



### 屋外広告物の許可申請

申請の対象は広告板、広告塔、立看板、はり紙、ポスター、建築物の壁面利用広告物など、屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物には申請が必要なものがあります。詳しくは加西市都市計画課にお問い合わせください。

#### ■お問い合わせ先

- 兵庫県北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課 TEL 0795-42-5111(代表)
- 加西市都市整備部都市計画課(景観関係・屋外広告物関係) TEL 0790-42-1110(代表)
- (公財)兵庫県まちづくり技術センター都市整備部まちづくり計画課 TEL 078-367-1230(代表)

# ■景観の形成等に関する条例(抜粋)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もつて魅力あるまちづくりと文化的な生活の確立に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 風景の形成 景観の形成のうち、広がりのある優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう。
- (4) 建築物等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。)及び工作物(同法第88条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。
- (5) 大規模建築物等 次に掲げる建築物等(特定建築物等を除く。)をいう。
  - ア 建築物で、高さが15メートルを超え、又は延床面積が1,000平方メートルを超えるもの
  - イ 工作物で、高さが15メートル(当該工作物が、建築物等と一体となつて設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
- (6) 特定建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
  - ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する建築物等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第4号に規定する第4種地域内の建築物等を除く。次号において同じ。)で、延床面積が300平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延床面積が200平方メートル以上又は設置するばちんこ遊技機若しくは可動式遊技機の台数が100台以上であるもの
  - ウ 発電用風力設備で、高さが31メートル(当該発電用風力設備が、建築物等と一体となつて設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル)を超えるもの
  - エ 観覧車で、高さが31メートル(当該観覧車が、建築物等と一体となつて設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル)を超えるもの
  - オ アからニまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物等

### (県の責務)

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

### (市町の責務)

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

### (県民の責務)

第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いゆかりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

### (景観形成等基本方針)

第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

### (地域景観形成等基本計画)

第7条の2 知事は、自然的社会的諸条件からみて、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、当該地域の景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「地域景観形成等基本計画」という。)を定めることができる。

2 地域景観形成等基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域景観形成等基本計画の区域
  - (2) 地域景観形成等基本計画の目標
  - (3) 前号の目標を達成するために必要な景観の形成等に係る施策に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、景観の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、地域景観形成等基本計画を定めるに当たっては、前条第1項の景観形成等基本方針との整合を図るものとする。
- 4 知事は、地域景観形成等基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。
- 5 市町長は、必要があると認めるときは、地域景観形成等基本計画の変更を要請することができる。
- 6 前条第2項の規定は、第1項の規定による決定について、第1項及び前条第2項の規定は、地域景観形成等基本計画の変更について準用する。

## 第2章 景観形成地区

### (指定)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。

- (1) 伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域歴史的景観形成地区
- (2) 良好な環境を有する住宅街等の水郷又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域住宅街等景観形成地区
- (3) 駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域まちなか景観形成地区
- (4) 国道、県道等の幹線の区域幹道景観形成地区

- 2 市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。
- 3 知事は、前項の規定により要請のあつた区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。
- 4 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定をしようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。
- 5 前項の規定による公告があつたときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 7 知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。
- 8 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書等を公衆の縦覧に供するものとする。
- 9 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。  
(景観形成基準)
- 第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。
- 2 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。
  - (1) 建築物等の敷地内における位置、規模、高さ、材料又は色彩
  - (2) 広告物等(屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)第1条に規定する広告物等をいう。以下同じ。)の位置、意匠、材料、色彩、形状、重量その他表示又は設置の方法
  - (3) 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法
  - (4) その他景観の形成を図るために必要な事項
- 3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。  
(行為の届出)
- 第10条 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
  - (1) 建築物等(特定建築物等を除く。以下この条及び第13条において同じ。)の新築、改築、増築又は移転(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。)
  - (2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
  - (3) 建築物等の外観の増築にわたる色彩又は意匠の変更(前2号に該当する行為を除く。)
  - (4) 屋外における自動販売機の設置
- 2 まちなか景観形成地区内において、次に掲げる建築物等に係る前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
  - (1) 建築物で、高さが12メートルを超え、又は建築面積が800平方メートルを超えるもの

- (2) 工作物で、高さが12メートル(当該工作物が、建築物等と一体となつて設置される場合にあつては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が800平方メートルを超えるもの
- 3 沿道景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
  - (1) 広告物等の表示又は設置(法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。)
  - (2) 屋外における自動販売機の設置  
(景観に及ぼす影響に関する協議)
- 第11条 景観形成地区(沿道景観形成地区を除く。)内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第2項の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。  
(指導又は助言)
- 第12条 知事は、第10条各項の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。  
(勧告及び公表)
- 第12条の2 知事は、前条の届出に係る行為が大規模建築物等に係る行為である場合において、当該届出をした者が正当な理由なく同条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。  
(建築物等その他の物件に係る要請)
- 第13条 知事は、景観形成地区内において、現に存する建築物等、広告物等又は自動販売機(以下「建築物等その他の物件」という。)が景観形成基準に著しく適合しないと認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)に対し、必要な要請をすることができる。
- 2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。  
(国等に関する特例)
- 第14条 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う第10条各項に規定する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による通知があつた場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

—以下、省略—



## 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
TEL 078-341-7711(代表)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

24 ± P2-014A4

## 加西市都市整備部都市計画課

加西市北条町横尾1000番地  
TEL 0790-42-1110(代表)